「第２期大治町子ども・子育て支援事業計画」変更内容一覧

変更の内容	経緯・理由	該当ページ
【教育・保育の量の見込みと確保方策】 国の基本指針に基づき、教育・保育の量の見込みの見直しを行うとともに、確保方策の数値を変更する。 それに合わせ提供体制についての記述を変更する。	**【教育・保育の量の見込みと確保方策】** 量の見込みは、１号認定、２号認定（教育）、２号認定（保育）、３号認定（０歳）、３号認定（１・２歳）子どもについて令和２年度・令和３年度の実績を踏まえ、当初計画から修正する。 確保方策については、計画期間内での保育所の新設や保育所、認定こども園の利用定員数の変更による保育確保が困難となったため、２号認定（保育）及び３号認定の確保方策を下方修正する。 ２号認定（保育）及び３号認定の量の見込みが確保方策を上回ることから、提供体制についての記述を変更する。	p 48 ～ p 49
【放課後児童健全育成事業】 令和６年度の量の見込みを下方修正するとともに、令和５年度・令和６年度の確保方策についても下方修正する。 それに合わせて、今後の提供体制の考え方について削除する。	**【放課後児童健全育成事業】** 令和２年度・令和３年度の利用実績が当初計画を下回っていることから実績をベースに令和６年度の量の見込み及び令和５年度・令和６年度の確保方策を見直す。 量の見込みが確保方策を上回らないことから、児童クラブ室の増築等による提供体制の確保についての記述は削除する。	p 51
【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり［預かり保育］）】 令和５年度・令和６年度の量の見込みを上方修正するとともに、確保の方策についても上方修正する。	**【一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり［預かり保育］）】** 令和２年度・令和３年度の利用実績が当初計画を上回っていることから、実績をベースに令和５年度・令和６年度の量の見込み及び確保方策を見直す。	p 54